

事務連絡
令和2年3月26日

地方獣医師会 事務局長 各位

公益社団法人日本獣医師会 事務局長

マイクロチップの登録料のお支払い方法について

本会事業等に関しましては、平素からご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このたび、マイクロチップの登録申込書に添付している登録料の振込用紙について、郵便局対応からコンビニエンスストア対応に切り替えることといたしました。新しい振込用紙の付いた申込書は、マイクロチップを購入された製薬会社又は代理店からお取り寄せいただけますので、貴会小動物臨床会員各位にお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、令和元年10月1日からの消費税増税に伴い、マイクロチップの登録料を1,000円から1,050円に改定しておりますが、未だにかなり多数の方々が登録料を旧料金(1,000円)で振り込まれています。コンビニエンスストア対応の振込用紙は1,050円で統一されますが、郵便局対応の振替用紙は1,000円と1,050円が混在している状況です。郵便局における振替も当面の間はご利用いただけますが、この機会に郵便局対応の振替用紙をすべて破棄し、コンビニ対応の振込用紙への切り替えをお願いいたします。

また、申込書に添付の振込用紙を使わずに、クレジットカードで登録料を決済していただく方法もありますので、改めてご周知くださいますようお願いいたします。

本件の連絡先：

公益社団法人日本獣医師会 中村
東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23F
mc@nichiju.or.jp
電話：03-3475-1601
FAX：03-3475-1697

マイクロチップの登録料のお支払いが コンビニエンスストアでできるようになります



マイクロチップの登録料については、これまで登録申込書の4枚目に、郵便局でご使用いただく郵便振替用紙を付けていましたが、これをコンビニ払いの用紙に切り替えることにしました。

新しいコンビニ払い用紙の付いた申込書は、マイクロチップを購入した製薬会社又は代理店等からお取り寄せください。

古い登録申込書は使えるの？

当面の間（期間未定）は郵便振替も可能です。

ただし、登録料が1,050円になっているかご確認ください。 ※



古い申込書の振替用紙の金額が1,000円だったらどうすればよい？

金額を二重線で、1,050円に訂正して郵便局の窓口にお持ちいただければ大丈夫です。クレジットカードでの決済もご利用いただけます。

クレジットカード決済のやり方を教えて！

下記にアクセスしてカード決済を行った後、決裁番号を申込書に書き込んでお送りください。

<https://www.aipo.jp/apply/>



※ 令和元年10月より、登録料が税込み1,000円から1,050円に変更になりました。



問合せ：(公社)日本獣医師会 マイクロチップデータ登録窓口

☎03-3475-1695 📠03-3475-1697 ✉mc@nichiju.or.jp